

道路占用料 新旧対照表

(単位 円)

新単価 (令和6年4月1日～)				現行
占用物件		単位	占用料	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物 (電柱、電線等)	第1種電柱	1本につき1年	<u>680</u>	<u>630</u>
	第2種電柱		<u>1,000</u>	<u>960</u>
	第3種電柱		<u>1,400</u>	<u>1,300</u>
	第1種電話柱		<u>600</u>	<u>560</u>
	第2種電話柱		<u>970</u>	<u>890</u>
	第3種電話柱		<u>1,300</u>	<u>1,200</u>
	その他の柱類		<u>60</u>	<u>56</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6
	地下に設ける電線その他の線類		<u>4</u>	<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>590</u>	<u>550</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>360</u>	<u>340</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>510</u>	<u>470</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,700	2,700
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	
法第32条第1項第2号に掲げる物件 (管類)	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>25</u>	<u>23</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>36</u>	<u>34</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>54</u>	<u>50</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>73</u>	<u>67</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>110</u>	<u>101</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>150</u>	<u>130</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>250</u>	<u>230</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>360</u>	<u>340</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>730</u>	<u>670</u>
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設 (軌道施設、日よけ等)	占用面積1平方メートルにつき1年		<u>1,200</u>	<u>1,100</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設 (地下街等)	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>1,400</u>	<u>1,300</u>
	地下に設ける通路		810	810
その他のもの		<u>1,200</u>	<u>1,100</u>	

新単価（令和6年4月1日～）			現行
占用物件	単位	占用料	占用料
政令第7条第1 1号に掲げる応 急仮設建築物	占用面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.015 を乗じて得た額	Aに0.016 を乗じて得た額
		Aに0.022 を乗じて得た額	Aに0.023 を乗じて得た額
		Aに0.031 を乗じて得た額	Aに0.033 を乗じて得た額
政令第7条第1 2号に掲げる器具 (サイクルラック等)		Aに0.025 を乗じて得た額	Aに0.033 を乗じて得た額
政令第7条第1 3号に掲げる施 設 (自動車専用道 路に設ける休憩 所等)	トンネルの上又は自動車専用道路 (高架のものに限る。)の路面下 に設けるもの	Aに0.015 を乗じて得た額	なし
		Aに0.022 を乗じて得た額	
		Aに0.031 を乗じて得た額	
政令第7条第1 4号に掲げる施設 (防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等)		Aに0.031 を乗じて得た額	なし

備考（抄）

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。